

# 鳥取縣公報

昭和十六年六月十七日  
第千二百四十二號

火曜日

本書ノ大キサハ圖定規格A5判

## 告 示

### ◇鳥取縣告示第四百八十七號

昭和十二年十月一日鳥取縣告示第五百五十五號鳥取縣地方工業化委員會規定ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

### ◇鳥取縣告示第四百八十八號

昭和十二年十二月鳥取縣告示第七百四十二號鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程中左ノ通改正ス

昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程

第一條中「商業組合聯合會」ノ下ニ「商業小組合」ヲ「工業組合

聯合會」ノ下ニ「工業小組合」ヲ加フ

第三條中「七」ノ次ニ「八 無盡會社」「九 庶民金庫」ヲ加フ

第六條ヲ左ノ通り改ム

最終借受人ニ對スル貸付條件ハ左ノ各號ニ定ムル所ニ依ル

但シ預金部資金ニ付テハ各其ノ融通要綱ニ依ル

一 最終借受人ノ資格

(イ) 現ニ營業ヲ爲シツ、アル中小商工業者(個人又ハ會社)

ニシテ引續キ營業ヲ爲ス見込確實ナルモノ

(ロ) 支那事變ノ爲戦死シタル者ノ遺族、應召中ノ者ノ家族又ハ歸郷應召者ニシテ新ニ中小商工業ヲ營マントスルモノ

(ハ) 支那事變ノ進展ニ伴フ物資需給調整其ノ他各方面ニ亘ル經濟統制ノ強化ノ影響ヲ受ケ從來ノ業務ノ全部又ハ一部ヲ休廢止スルヲ餘儀ナクセラレタル中小商工業者(個人又ハ會社)ニシテ政府若ハ地方公共團體ノ補助ヲ受ケ又ハ政府、地方公共團體若ハ其ノ經營シ若ハ指導監督スル轉業相談機關ノ指導斡旋ニ依リ業務ヲ轉換セントスルモノ

(ニ) 支那事變ノ爲戦死シタル者ノ遺族、應召中ノ者ノ家族又ハ歸郷應召者ニシテ業務ヲ轉換セントスルモノ

(ホ) 商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合、市街地信用組合

二 最終借受人ニ對スル貸付金額ノ限度

(イ) 個人又ハ會社ニ對スル貸付ニ在リテハ一人又ハ一會社當リ一イ及ロニ規定スル者ニ付テハ五千圓以內

(無擔保ノ場合ハ二千圓以內) 一ハ) 及ニ) ニ付テハ一萬圓以內(無擔保ノ場合ハ五千圓以內) トス但シ一イ) ニ規定スル者ニ對スル災害復興ニ要スル資金ニ付テハ二萬圓以內(無擔保ノ場合ハ一萬圓) トス

(ロ) 商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合及市街地信用組合ニ對スル貸付ニ在リテハ制限ヲ設ケズ但シ金融機關ガ之ノ組合ニ貸付ヲ行フ場合ハ一口毎ニ豫メ知事ノ承認ヲ受クベシ

三 資金ノ用途

(イ) 中小商工業者ノ營業資金及災害復舊資金

(ロ) 中小商工業者ノ業務轉換資金(業務轉換ノ爲必要ナル設備資金、轉換シタル業務ニ必要ナル運轉資金及業務轉換ノ爲必要ニムラ得ザル舊業務整理資金)

(ハ) 商業組合、商業組合聯合會、商業小組合、工業組合、工業組合聯合會、工業小組合ノ各事業資金並市街地信用組合ノ商工業者ニ對スル信用事業資金

前記各號ノ資金中舊債ノ償還ニ充ツルモノニ付テハ其ノ舊債ガ當該金融機關ノ貸付金ナルトキハ知事ノ承認

アリタルモノニ限ル

四 償還方法及期限

十年以內ノ年賦半年賦月賦若ハ日賦償還(元金均等償還タルコトヲ要セズ)又ハ三年以內ノ定期償還ノ方法ニ依ル但シ災害復興ニ要スル設備資金ニシテ特ニ必要アルトキハ知事ノ承認アリタルモノニ限リ十五年以內ノ年賦半年賦又ハ月賦償還ノ方法ニ依ルコトヲ得

年賦、半年賦、又ハ月賦償還ノ場合ニハ二年以內ノ据置期間ヲ設クルコトヲ得

五 利率

最終貸付利率ハ年六分以內トス

第九條 第二項中「商業組合聯合會」ノ下ニ「商業小組合」ヲ「工業組合聯合會」ノ下ニ「工業小組合」ヲ加フ

第十四條 第一項但書中「産業組合中央金庫」ノ下及第二項中「産業組合中央金庫」ノ下ニ夫々「庶民金庫」ヲ加フ

第二號様式ヲ廢シ第二號ノ一、第二號ノ二、様式ヲ設ク

第二號ノ一 様式

年 月 日

縣 郡 市 町 村 番地

鳥取縣知事宛

株式會社 何々銀行(何々組合)  
頭取(理事長) 何 某 團

鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程  
補償制度ニ依ル資金貸付報告書

今般別紙ノ通貨付仕候條鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程第七條ノ規定ニ依リ此段及報告書

- 一 貸付機關名
- 二 貸付番號
- 三 債 務 者(營業所又ハ事務所ノ所在地氏名又ハ名稱職業又ハ事業ノ種類)
- 四 貸付年月日
- 五 貸付タル資金(中小商工業振興資金、中小商工業轉換資金、ノ種類及金額) 何々組合普通事業資金、金融機關ノ自己資金
- 六 貸付金ノ用途(運轉資金、固定資金、舊債償換資金)
- 七 貸付利率 年 分 厘
- 八 償還方法(何賦償還又ハ定期償還)
- 九 最終辨濟期日(昭和 年 月 日)
- 一〇 擔保物ノ種類數量及其ノ見積價額

注意 事項

00579

- 一 貸付番號
- (1) 貸付番號ニ付テハ貸付機關毎ニ一聯番號ヲ附スルコト
  - (2) 債務者ガ法人ナル場合ハ法人ノ名稱ノ外ニ代表者名ヲ記載スルコト
  - (3) 連帶債務者アル場合ハ一名毎ニ其ノ住所、職業及氏名ヲ列記スルコト
  - (4) 戦死シタル者ノ遺族、應召中ノ者ノ家族若ハ歸郷應召者ニシテ新規ニ開業セントスルモノニ對スル貸付ニ在リテハ遺家族若ハ歸郷應召者ナルコトヲ附記スルコト
  - (5) 業務轉換ノ爲メノ資金ヲ融通シタルトキハ新業務、舊業務ヲ並記シ且新業務ガ軍需産業、輸出産業又ハ代用品産業等ノ何レニ該當スルヤ記載スルコト
  - (6) 戦死シタル者ノ遺族、應召中ノ者ノ家族若ハ歸郷應召者ニシテ他ニ轉業セントスルモノニ對スル貸付ニ在リテハ前號ノ事項ノ外遺家族若ハ歸郷應召者ナルコトヲ記載スルコト
- 三 貸付金ノ用途
- (1) 用途ノ記載ハ運轉資金、固定資金、又ハ舊債借換資金ノ別ヲ記載スルヲ以テ足ルモ營業資金ト記載スルハ避ケラル、コト

- (2) 舊債借換資金ノ場合ハ舊債ノ債權者名ヲ必ず附記スルコト
  - (3) 戦死シタル者ノ遺族、應召中ノ者ノ家族若ハ歸郷應召者ニシテ新規ニ開業セントスルモノニ對スル貸付ニ在リテハ「新規開業ニ要スル」固定資金又ハ運轉資金等ト記載スルコト
- 四 貸付利率
- (1) 補償料ヲ含ミタルトキハ其ノ旨註記スルコト
- 五 償還方法
- (1) 償還方法ノ用語ハ年賦、半年賦、三ヶ月賦、月賦、日賦及定期等ニ統一スルコト
- 六 其ノ他
- (1) 本制度ニヨリ同一人ガ二口以上ノ債務アル場合ハ其ノ現在高ヲ「貸付金額」ノ下ニ註記スルコト
- 例(ハ何年度何號貸付金  
計 今回 貸付金 何何何  
圓圓圓)
- 第二號ノ二様式
- 年 月 日
- 縣 郡市 町 番地
- 株式會社何々銀行(何々組合)

00580

- 鳥取縣知事宛
- 頭取(理事長) 何 某 團
- 鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ依ル  
資金貸付條件變更報告書
- 鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程ニ依リ貸付タル資金中今般別記ノ通貸付條件變更仕候條此段及御報告候
- 記
- 一 金融機關名
  - 二 貸付年月日及貸付番號
  - 三 債務者名
  - 四 變更條件
  - 五 變更理由
- 注 意 事 項
- 一 貸付元金ノ一部繰上償還又ハ繰下償還ニ依ル割賦額又ハ最終償還期日ノ變更ニ在リテハ
  - (1) 「變更條件」欄ニハ別紙改訂償還豫定表ノ通ト記載シ該豫定表一通ヲ本報告ニ添付スルコト
  - (2) 「變更理由」欄ニハ左ノ如キ事項ヲ記載スルコト
- 昭 和 年 月 日 金 圓 錢償還豫定ナリシ處

- 金 圓 錢ノ償還アリタルニ依ル
- 二 擔保物件ノ内容ノ變更ニ在リテハ
- (1) 「變更條件」欄ニ左ノ如キ事項ヲ記載スルコト
- イ 變更前ノ擔保物 (種類數量及見積價額)
- 變更後ノ擔保物 ( ) 同 ( )
- ロ 異動擔保物 ( ) 同 ( )
- ハ 異動當日現在元金殘高
- 第三號様式ヲ左ノ通改ム
- 第三號様式
- 年 月 日
- 縣 郡市 町 番地
- 株式會社何々銀行(何々組合)
- 頭取(理事長) 何 某 團
- 鳥取縣知事宛
- 鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程  
ニ依ル貸付概況報告書
- 鳥取縣中小商工業資金融通損失補償規程第八條ニ依リ昭和  
三月三十一日現在ノ貸付概況別紙ノ通及報告候也

00581

商業小組合				商業組合				貸付先						
計	自己資金 轉一 換般	事業 資金	轉換 資金	振興 資金	計	自己資金 轉一 換般	事業 資金	轉換 資金	振興 資金	貸付タル資金名	口 數	貸付高		
												當 初	現 在	
											口 數		貸 付 金 總 額	

一 貸付年度別償還狀況調  
 昭和 年度貸付分  
 (貸付機關名)  
 昭和 年三月三十一日現在

鳥取縣公報 第千二百四十二號 昭和十六年六月十七日 (第三種郵便物認可) 六

00582

工業小組合				工業組合					
計	自己資金 轉一 換般	事業 資金	轉換 資金	振興 資金	計	自己資金 轉一 換般	事業 資金	轉換 資金	振興 資金

鳥取縣公報 第千二百四十二號 昭和十六年六月十七日 (第三種郵便物認可) 七

00584

中小工業者

會社			個人									
何々組合事業資金	轉換資金	振興資金	計	自己資金		何々組合事業資金	何々組合事業資金	轉換資金	振興資金	計	自己資金	
				轉一	換股						轉一	換股

00583

中小商業者

市街地信用組合

會社			個人									
何々組合事業資金	轉換資金	振興資金	計	自己資金		何々組合事業資金	何々組合事業資金	轉換資金	振興資金	計	自己資金	
				轉一	換股						轉一	換股

00585

貸付先		合 計					計	
氏名又ハ名稱	職業又ハ事業	自己資金	何々組合事業資金	轉換資金	振興資金	何々組合事業資金	自己資金	
		轉一換般				轉一換般		
二 年度末現在 延滞額調								
昭和 年三月三十一日現在 (貸付機關名)								
貸付タル資金名		計						
貸付年月日及番號		自己資金						
最終償還年月日		何々組合事業資金						
當初		轉換資金						
現在		振興資金						
元利金延滞額		何々組合事業資金						
備考		自己資金						

00586

資金別	償還期限別		一年以下		一年ヲ超		三年ヲ超		五年ヲ超		十年ヲ超		合 計
	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	口數	金額	
商業組合事業資金													
中小商工業轉換資金													
中小商工業振興資金													
何々組合													元 延滞 利子 金
何々小組合													元 延滞 利子 金
何々會社													元 延滞 利子 金
何 某													元 延滞 利子 金
計													元 延滞 利子 金

三 年度末現在 償還期限別 貸付金調

昭和 年度貸付分 昭和 年三月三十一日現在



00589

4	特別費用	圓	錢	(四)	(二)ノ金額ヨリ(三)ノ金額ヲ控除シタル金額	圓
5	損失補償料中徴收不能金額	圓	錢	(五)	補償申請額	圓
6	擔保物處分ニ依リ得タル金額	圓	錢	(六)	當行(當組合)ノ昭和 年度融通總額ノ限度	圓
7	處分未了擔保物評價額	圓	錢	(七)	當行(當組合)ノ昭和 年度貸付元金總額	圓
8	其ノ他ヨリ收入シタル金額又ハ收入見込額	圓	錢	(八)	當行(當組合)ノ昭和 年度貸付金ノ損失補償累計額	圓
(一) 1號乃至5號ノ金額ノ合計額		圓	錢			
(二) 6號乃至8號ノ金額ノ合計額		圓	錢			
三 損失計算内譯明細表						

年月日	摘要	期間	回收又ハ取立豫定金額			収入			差引不足(又ハ過利)額						
			元金	利息	計	元金	利息	計	元金	利息	計				
至自		年 月 日	圓	錢	圓	圓	錢	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

00590

合計		至自	圓		錢	
			圓	錢	圓	錢
		至自				
		至自				

注意事項

- 一 「年 月 日」欄ニハ回收又ハ取立金額收入アリタル年月日ヲ記載スルコト
- 二 「摘要」欄ニハ回收又ハ取立金額收入金ノ性質別(債務者又ハ保證人ノ辨濟金、不動産又ハ有體物ノ競買配當金等)逐次明細記載スルコト

三 「期間」欄ニハ第一回償還金ヨリ無滞償還アリタル日迄ノモノヲ一括記載シ無滞償還アリタル翌日ヨリ利息若ハ遅延利息計算ノ基礎トナル元金ノ異動又ハ利息、遅延利息ノ一部内入金アリタル毎ニ行ヲ變ヘルコト

四 利息及遅延利息中取立不能金額計算明細表 (年 分 厘ノ割)



00591

經過日數ノ區別	元金	圓	錢	日數又ハ月數	收入豫定ノ利息	圓	錢	摘要
至自	(利息)				(遲延利息)			
至自								
至自								
至自								
至自								
至自								
至自								
至自								
至自								
至自								
合計								

00592

◇鳥取縣告示第四百八十九號

左ノ各工場ヲ使用スル度量衡器計量器ハ昭和十七年五月末日迄第一種取締及當該市町村長ノ行フ第二種取締ノ執行ヲ省略ス

昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

東伯郡倉吉町大字住吉町四拾六番地

氣高郡湖山村千貳百五拾八番地

福島紡績株式會社倉吉工場

日本製絲株式會社湖山工場

鳥取市古市壹番地

鳥取市古市百八拾五番地

郡是製絲株式會社鳥取工場

旭製絲株式會社

東伯郡倉吉町大字福吉町五拾七番屋敷

東伯郡日下村大字海田百參拾番地

郡是製絲株式會社倉吉工場

片倉製絲紡績株式會社上井製絲所

米子市錦町三丁目八拾九番地

米子市末廣町九拾九番地

日本製絲株式會社米子工場

神榮製絲株式會社米子乾繭場

◇鳥取縣告示第四百九十號

米穀現在高調査員左ノ通異動アリタリ

昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

囑託者 解 囑 者

調査擔當區域

職務執行ノ場所

囑託解囑年月日

尾崎 万治 清水 長由

氣高郡勝部村

氣高郡勝部村役場

昭和十六年六月五日

米山 萬喜夫 飯野 信美

岩美郡小田村

岩美郡小田村役場

同

00593

鳥取縣告示第四百九十一號

昭和十六年六月十三日左ノ者ニ對シ動力糶摺業免許證ヲ再下附セリ  
昭和十六年六月十七日

免許證番號 三五五  
住 所 西伯郡逢坂村大字高橋二六  
鳥取縣知事 八 田 三 郎  
氏 名 柏 尾 淺 由

鳥取縣告示第四百九十二號

昭和十六年四月一日附ヲ以テ左ノ者ニ對シ米穀管理事務取扱員ヲ囑託セリ  
昭和十六年六月十七日

鳥取市	書記	河崎三造	千代水村	書記補	西垣喜代治
同	同	宮本芳晴	酒津村	收入役	加納榮吉
米子市	同	沼田敬一	淺津村	書記	米增積
國中村	同	田島弘美	倉吉町	同	坂本武壽
若櫻町	同	木島良治	下北條村	同	坂本忠春
上私都村	同	竹內治武	下郷村	同	藤原辰市
大郷村	同	田淵義男	入橋町	同	田中定芳
山郷村	同	藤原輝治	渡入村	同	築谷力

00594

庄内村	同	杉原美肇	同	賀野村同	同	書記	種正矩
日野村	同	和田茂治	同	手間村同	同	書記	濱田龜次郎
神奈川村	同	藤近雄	同	大幡村同	同	同	野坂一三
溝口町	同	木島彦一郎	同	縣村同	同	同	佐々木隆太郎
鳥取市農會	技手	清水薰	同	阿毘緣同	同	同	山城正美
米里村農會	書記	谷口喜治	同	保證責任中郷信用購買販賣利用組合	同	同	同
宇倍野村同	技手	南條民雄	同	同	同	同	同
同	書記	德田左門	同	同	同	同	同
津ノ井村農會	同	稻垣英輔	同	同	同	同	同
八上村同	同	市村寬	同	同	同	同	同
佐治村同	同	谷口泰夫	同	同	同	同	同
美穗村同	同	林彰範	同	同	同	同	同
同	同	寛楯治郎	同	同	同	同	同
東郷村農會	技手	田中久藏	同	同	同	同	同
三德村同	同	岩本忠利	同	同	同	同	同
同	書記	中田郎匡	同	同	同	同	同
山守村同	同	久米本喜雄	同	同	同	同	同
下中山村同	同	手島邦男	同	同	同	同	同
餘子村同	同	石長哲雄	同	同	同	同	同
天津村同	技手	龜尾丹士	同	同	同	同	同

鳥取縣告示第四百九十三號

昭和十六年六月九日左ノ國民健康保險組合ノ設立ヲ認可セリ

昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

- 一 組合ノ名稱 山守村國民健康保險組合
- 二 事務所ノ所在地 東伯郡山守村大字堀貳千七拾九番壹地

鳥取縣告示第四百九十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル蔬菜及果實ノ販賣價格左ノ通指定ス

昭和十五年八月鳥取縣告示第六百八十一號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事

八

田

三

郎

蔬菜果實最高販賣價格

種別品	種別	期別	單位	小賣價格	備考
りんご	リチャード印度スターキン グ、デリシヤス	八月ヨリ翌年 三月迄	百匁	〇、四〇	
其他	其他	其ノ他ノ月	同	〇、二五	
			同	〇、三〇	

な し 二十世紀、入雲、菊水、ラフランス

其ノ他

同 〇、二〇

も も 水密 白桃

其ノ他

同 〇、二〇

か き 富有、次郎、御所、花御所、西條

其ノ他

同 〇、一〇

ぶ ど う 露地栽培ノ甲州

露地栽培ノ甲州以外ノモノ

同 〇、一八

い ち じ ゆ く 温室栽培ノモノ

同 一、五〇

な つ み か ん 十一月ヨリ

同 〇、〇四

う ん し ゆ う み か ん 翌年二月迄

同 〇、一〇

き ん こ う じ 其ノ他ノ月

同 〇、二〇

ネ ー プ ル 同 〇、二三

同 〇、三〇

同 〇、三〇

同 〇、三五

同 〇、一〇

同 〇、一五

同 〇、一八

ひ ゆ う が な つ み か ん  
(ニユーサンマーオレンヂ)

葉無シ  
附〇、一七  
〇、一五

00597

ながきんかん	だいたい	ぶたん	青梅	青小梅	びん	レモン	バナナ	くろ	メロン	すい	あま	しろ	きり	なす
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇、一四	〇、〇九	〇、一五	〇、一〇	〇、一五	〇、三五	〇、二五	〇、一七	〇、一八	〇、七〇	一、二〇	〇、四五	一、六〇	〇、〇七	〇、〇五
七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ

鳥取縣公報 第千二百四十二號 昭和十六年六月十七日 (第三種郵便物認可) 二三

00598

かほちや	じやがいも	たまねぎ	トマ	いちご	だいこん	かき	にんじん	ごぼ
同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇、一二	〇、〇五	〇、〇六	〇、〇八	〇、〇七	〇、一八	〇、七〇	〇、四〇	〇、〇三
七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ	七月ヨリ

七月ニ限り十錢トス

葉附ハ六割トス

葉附トス

葉附トス

六月ヨリ八月迄ハ葉柄三寸  
附其ノ他ノ月ハ葉柄ナシ

鳥取縣公報 第千二百四十二號 昭和十六年六月十七日 (第三種郵便物認可) 二三

00599

ね	わ	青	ら	花	さ	や	え	れ	く	き	け	き	つ	ほ
ぎ	け	に	づ	ら	と	つ	び	ん	わ	や	つ	や	け	う
ぎ	ら	ら	き	つき	い	が	い	こん	い	べ	う	べ	う	は
			よ	よう	も	し	も			つ	き	つ	な	く
						ら					き	な	類	さい
											い	な	な	
											い	い	い	

九月ヨリ  
翌年四月迄  
其ノ他ノ月

六月ヨリ  
翌年二月迄  
其ノ他ノ月

十一月ヨリ  
翌年三月迄  
其ノ他ノ月

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇、〇六	〇、一〇	〇、一〇	〇、〇九	〇、一五	〇、〇六	〇、〇九	〇、〇九	〇、一三	〇、一二	〇、一五	〇、〇七	〇、〇五	〇、〇三	〇、〇一

洗ヒいも皮無シハ各一  
錢上ゲトス

二月ヨリ十月迄ハ一錢加  
算スルコトヲ得

00600

み	し	は	芽	め	芽	ふ	か	玉	花	セ	せ	し	わ	ぜ
つ	よ	じ	し	め	し	だ	ぎ	ち	ち	ル	ゆ	ゆ	ら	ん
ば	う	か	よ	う	し	ん	ち	し	椰	リ	ん	ん	ら	ま
ば	が	み	う	が	し	草	し	し	菜	り	ぎ	ぎ	び	い
			(花)			(なつちしや)								

根  
み  
み  
つ  
つ  
ば

葉柄附ノモノ  
軟化モノ  
普通モノ

八月ヨリ  
翌年四月迄

十二月ヨリ  
翌年四月迄  
其ノ他ノ月

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇、〇七	〇、〇七	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇	〇、一〇

路	同	〇、二五
蓮 芋 が ら	同	〇、一五
其ノ他ノ芋がら	同	〇、〇三
パセリ	同	〇、一五
り	同	〇、五〇
や ま い も	同	〇、二〇
つくりやまいも	同	〇、四〇
つくねいも	同	〇、三〇
もうそうたけのこ	同	〇、三五
其ノ他ノたけのこ	同	〇、五〇
とうぐわん	同	〇、二五
其ノ他ノ月	同	〇、〇八
八月ヨリ十月迄	同	〇、〇五
其ノ他ノ月	同	〇、一二
十一月ヨリ	同	〇、一五
翌年二月迄	同	〇、〇七
三 月	同	〇、〇七
四月一日ヨリ	同	〇、〇七
四月十五日迄	同	〇、〇七
四月十六日	同	〇、〇七
以降十月迄	同	〇、〇七

そら まめ 炭 附	五月ヨリ	同	〇、〇五
剥 ま め	六月迄	同	〇、一五
其ノ他ノ月	同	同	〇、一三
隠 元 豆	一月ヨリ	同	〇、五〇
五月迄	同	同	〇、一三
其ノ他ノ月	同	同	〇、一三
さ ゃ め げ	同	同	〇、一五
し ょ う ろ	同	同	〇、六〇
同	同	同	〇、六〇
生 椎 茸	同	同	〇、八〇

◆鳥取縣告示第四百九十五號

昭和十六年五月鳥取縣告示第三百七十八號中左ノ通改正ス

昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

九 (イ) 貸貸期間ノ次ニ左ノ項ヲ加フ

石油共販株式会社ヨリ鳥取縣石油販賣株式会社へ貸貸ノ場合  
 揮發油 六〇日 其ノ他 七五日

(ロ) 指定貸貸期間經過後ハ貸貸料中(イ)ニ掲グル貸貸期間ヲ超へテ買主ガ容器ヲ返還セザル場合ノ次ニ左ノ項ヲ加フ  
 石油共販株式会社ヨリ鳥取縣石油販賣株式会社へ貸貸ノ場合

ドラム 罐 一本ニ付 一ヶ月毎ニ 一圓

00603

鳥取縣告示第四百九十六號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル氷ノ販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十六年六月十七日

五ガロン罐 一本ニ付 一ヶ月毎ニ  
但シ一ヶ月未滿ノ場合ハ一ヶ月ト看做ス

鳥取縣知事 入 田 三 郎

販賣種別	種別	單位	六月一日ヨリ九月末迄	十月一日ヨリ翌年五月末迄
一陸用氷ノ販賣價格				
販賣種別	種別	單位	六月一日ヨリ九月末迄	十月一日ヨリ翌年五月末迄
生産者販賣價格	工場渡	一 匁	一五、五四	二二、三六
		一角(十八貫)	一、一三	〇、九〇
小賣價格	小口賣營業用	一 貫	〇、一二	〇、一〇
		同	〇、〇七	〇、〇六
一 本表生産者工場渡一角(十八貫)ノ價格ハ一匁未滿ノ取引ノ場合ニ於ケル價格トス				
二 本表小賣業者ハ工場所在市町村ニ於ケル價格ニシテ右地以外ノ地ノ販賣價格ハ左ノ通トス				
小口賣	一貫	單位	六月一日ヨリ九月末迄	十月一日ヨリ翌年五月末迄
營業用	同		〇、一六	〇、一三
			〇、一〇	〇、〇八
三 營業用トハ魚屋、飲食店、氷店等ガ直接自己ノ營業ノ爲ニ使用スルモノニシテ一角(十八貫)以上ノ取引ノ場合ニ限ルモノトス				
二 水産氷				
生産者工場渡價格	一 匁		九、五〇	

00604

鳥取縣告示第四百九十七號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケルセメントノ販賣價格左ノ通指定ス  
昭和十五年六月鳥取縣告示第四百一十一號ハ之ヲ廢止ス  
昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事 入 田 三 郎

品 種	セメントノ販賣價格 (單位一袋)	小賣業者販賣價格
普通ポルトランドセメント	五〇匁入	四〇匁入
混合セメント(高爐セメントヲ含ム)	一、六三	一、三三
早強ポルトランドセメント	一、八四	一、四八
ネオソリデチツトセメント	二、四〇	一、九三
(イ) 本表價格ハ三層紙袋詰ノモノ、價格トシ三層ト異ル紙袋詰ノモノ、價格ハ紙袋一層ヲ増減スル毎ニ本表價格ヨリ五〇匁入ニ在リテハ二錢四厘ヲ四〇匁入ニ在リテハ二錢二厘ヲ増減スルモノトス		
(ロ) 本表價格ハ賣主店先渡ノ價格トス		

鳥取縣告示第四百九十八號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス





同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	竹形	同	同	同	出雲鉤	並 鉤	同	鎖	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小徑二寸三分	大徑二寸五分	小徑二寸三分	大徑二寸五分	小徑二寸三分	大徑二寸五分	小徑二寸三分	大徑二寸五分	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺	長サ 七尺
同	同	同	同	同	同	同	同	一連	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四、〇〇	一〇、〇〇	八、〇〇	五、〇〇	四、〇〇	三、〇〇	二、八〇	二、五〇	一、五〇	一、二〇	一、〇〇	一、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	二〇、〇〇	一五、〇〇	一一、〇〇	一、五〇	一、二〇	一、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	五、〇〇	八、〇〇	五、〇〇
四、八〇	一一、〇〇	九、六〇	六、〇〇	四、八〇	三、六〇	三、三六	三、〇〇	一八、〇〇	一、四四	一、八〇	一、四四	二四、〇〇	二四、〇〇	二四、〇〇	二四、〇〇	一八、〇〇	一、八〇	三、〇〇	三、〇〇	一、八〇	一、四四	一、〇〇	六、〇〇	九、六〇	六、〇〇
三、六〇	三、〇〇	四、八〇	七、二〇	八、四〇	九、六〇	一四、四〇	二四、〇〇	二四、〇〇	二四、〇〇	一四、四〇	一四、四〇	二四、〇〇	二四、〇〇	二四、〇〇	二四、〇〇	一四、四〇	一四、四〇	二四、〇〇	二四、〇〇	一四、四〇	一四、四〇	六、〇〇	九、六〇	六、〇〇	六、〇〇

同	蓋	同	同	火	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	置	同	同	箸	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
小長サ一寸三分	三ツ葉	寸切	同	桑柄不味公好	同	桑柄遠州公好	桑柄千家好	角柄	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分	長サ 九寸五分
同	鋼薄板製	同	同	一膳	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	四、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
三、六〇	三、六〇	三、六〇	三、六〇	四、八〇	三、六〇	四、八〇	四、八〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇	四、二〇

本表價格ノ外共箱付ハ箱代實費一ヶニ付入拾錢以內ヲ加算スルモノトス  
 本表卸賣價格ハ賣主店先渡價格トシ包裝費及荷造費ヲ含ムモノトス  
 本表小賣價格ハ賣主店先渡價格トス  
 四 認可ニ付シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ  
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組員ノ營業所ニ揭示スベシ

◇鳥取縣告示第四百九十九號

鳥取縣商工奉仕委員規程左ノ通定ム

昭和十六年六月十七日

鳥取縣知事

入田三郎

00609

鳥取縣商工奉仕委員規程

- 第一條 支那事變下ニ於ケル中小商工業者ノ營業ノ援護指導ニ當ラシムル爲商工奉仕委員ヲ置ク
- 第二條 商工奉仕委員ハ知事ノ監督ニ屬シ互助共濟ノ精神ヲ以テ前條ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル諸般ノ事務ニ従事ス
- 第三條 商工奉仕委員ノ定數二百五十人以内ニ於テ商工地區毎ニ知事之ヲ定ム
- 前項ノ商工地區ハ知事之ヲ定ム
- 第四條 商工奉仕委員ハ其ノ擔當スベキ區域又ハ業種ヲ定メ知事之ヲ囑託ス
- 第五條 商工奉仕委員ハ名譽職トス
- 商工奉仕委員ノ任期ハ一箇年トス
- 第六條 商工奉仕委員ハ第三條ノ商工地區毎ニ商工奉仕委員會ヲ組織スベシ

◇鳥取縣告示第五百號

鳥取縣商工奉仕委員規程第三條ニ依ル商工地區、商工奉仕委員定數左ノ通定ム  
昭和十六年六月十七日

- 商工奉仕委員會ハ知事ノ監督ニ屬シ商工奉仕委員相互ノ連絡ヲ圖ルモノトス
- 關係市町村長、警察署長又ハ關係官吏ハ商工奉仕委員會ニ出席シ日意見ヲ述ブルコトヲ得
- 第七條 商工奉仕委員ハ其ノ職務ニ關シ知得シタル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ズ
- 第八條 商工奉仕委員ノ職務遂行及奉仕委員會ノ運用ニ資セシムル爲商工地區毎ニ商工奉仕委員事務所ヲ置ク
- 第九條 商工奉仕委員事務所ニ所長ヲ置ク
- 所長ハ名譽職トシ知事之ヲ囑託ス
- 第十條 商工奉仕委員事務所ニ書記一名ヲ置ク
- 書記ハ知事之ヲ命ジ所長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取	商工地區名	商工奉仕委員定數	鳥取縣知事	八	田	三	郎	考
		二五	區	城	備			
			鳥取市一圓					

00610

米子	倉吉	岩美	八頭	氣高	東伯	西伯	日野	米子市一圓
二五	一四	三一	二〇	三七	四一	一七	一七	東伯郡倉吉町一圓
								岩美郡一圓
								八頭郡一圓
								氣高郡一圓
								東伯郡(除倉吉町)一圓
								西伯郡一圓
								日野郡一圓

00611

彙

報

商取引の明朗化!!

新商道德樹立運動

(商 工 課)

近時に於ける商取引界の實情に鑑み、賣手買手の尖鋭化した對立感情の融和を圖り、明朗な取引を誘致して商取引に於ける臣道實踐の具體化に務むべき新道德を樹立する爲、國家總動員法、臨時措置法及び經濟治安の確保を規正する改正刑法の條章、其の他諸種の經濟統制法令の周知徹底を圖り、遵法觀念の培養に務めて事犯を未然に防止すると共に、經濟統制に對する一般の積極的協力の氣風を作興する目的を以て、鳥取縣・鳥取縣物價統制協力會議・鳥取縣商業報國會本部主催・大政翼贊會鳥取縣支部・鳥取縣商工聯合會後援の下に、六月十六日より同二十二日に至る七日間を新商道德樹立運動週間として種々の運動方策を實施することとなつた。

今や支那事變は滿四ヶ年を戦ひぬき、しかも歐洲大動亂の勃發

は世界のすべてを含む世界新秩序建設の大運動となつて、我が國も日獨伊三國同盟によつて完全にその指導的立場を把握して、その一環たる大東亞共榮圈確立の重責に當ることとなり、我が國初以來の大聖業に邁進してゐるのであるが、これが爲には益々我が經濟界を堅實に發達せしめて如何なる長期の戦に對しても毅然としてこれを克服して行くでなければ、その目的完遂は望まれない。

然るに現下の情勢は、軍需其の他の生産力擴充産業の進展と共に多額の通貨は國內に流れ、しかも物資及び勞力をこれ等の重要産業に向けねばならぬ關係から、日常生活用品等は自然抑制されねばならぬ事情によつて、國內の物價は勢ひ上昇の傾向を辿り、これに伴つて或は闇取引が行はれ、或は商取引に於て相互の對立的感情の尖鋭化をも見るに至ることは洵に遺憾の至りであつて、一日も速かにその明朗化を圖ることは喫緊の重要事といはねばならぬ。

これに對する施策として政府が新經濟體制即ち統制經濟の方策をとつてゐることは周知の處であるが、これと共に一面これが根

00612

本的對策として新經濟道德が確立されて、國民の志向が精神的に是正されるでなければ、體制組織の變更のみを以てはその萬全を期し得ないのであつて、今回の新商道德樹立運動も即ちその一つである。

政府は事變以來極力必要物資の増産に努めて國民生活の安定を圖つてゐるのであるが、一國の利用すべき土地や原料勞力には限りがある。いくら生産増加に努力しても、物資や勞力が潤澤に供給されなければ思ふやうに増産されないのは當然である。それに對して年に五十億六十億の資金が時局産業によつて民間に流れるのであるから、少い物資に購買力が殺到するのは必然であつて、これを止めるには國民の自覺による購買力の抑制以外に方法がない。

一体吾々の經濟生活は生産と消費の二つの方面に分れてゐるのであるから、要するに多く生産すること、吾々の生活のための消費と享樂を少くすることの二つに盡きる。生産を多くすることについては既に政府に於ても種々の方策がとられ、吾々も全力をたくして努めてゐるのであるから今ははねとして、生活の内容を引き下げて購買力を抑へるといふことは現在の吾々の最も大切な國家への義務である。現在ヨーロッパに於てイギリスが將に顛落に臨んでゐるといふことは、その國民生活の水準が高過ぎたこ

とが大きな原因であつて、日本の國力を高めるためには吾々の生活を切り下げるのが最も必要である。

元來社會には上下の別、階級的な區別が存在してゐるが、そのいづれも皆社會相互の共存共榮によつて得られたものであつて、決して自分だけの力で出來たものではない。吾々は出来るだけ多く生産して少なく消費することによつて、國家社會に對する義務を果さなければならぬのである。

商道德に於てもこの點同じことがいへる。即ち物を生産することも國家の爲であり、自己の生活を切り下げて消費を少くすることも國家の爲であると共に、營利の自由を棄て、國家の爲に自己の職分に捧げることが國民の國家に對する責任であつて、生産者は生産の上に商業者は商業の上に於て國家に奉仕することが新經濟道德でなければならぬ。

昔の商道德は他を顧ずして自己の利益のみを考へればよかつたかも知れないが、今後の商道德は必ず國家の爲社會の爲を考へなければ成り立たないのである。公益優先とは即ちこれである。しかして公益とは國家社會の利益であり、國家の優越、優位を招來すべきものでなくてはならぬのである。

吾々は日本人である。私利を滅却して國家に奉仕する忠君愛國の精神は先天的に日本人の血の中に流れてゐる傳統である。時に

00613

これが湮滅せられてゐるかに見える者のあるのは、太陽の光が一時浮雲に遮られてゐる如きものに過ぎない。即ち國家社會を考へずして一個の自分の利益のみを考へる如き商人道は日本人の道ではないのである。

しかし公益と私益とは別々のものでありながら決して全然相反するものではない。新しい經濟道德は個人の金儲けの爲に仕事をすることではないが、必ずしも私益を棄て、しまふものではなく、公益の許す範圍に於て私利を守ることが當然許されてゐる。農家は米穀を作ることによつて國家社會に貢獻し、商人は國民間に必要物資を有無融通せしめることによつて國家社會に貢獻する。その間に於ける國家社會の認めたる相當の利益を得るのは當然のことである。たゞそれ以上に、他の迷惑をも願はずして私利を圖らうとするところに商道德の違反があり、法令に背いてまで私利を圖らうとするところに罪が成立するのである。

今や政府は新しい機構として生産機關も商業機關も團體によつて統制し、團體を構成する個人はその團體内に於ける相互の監視によつて個人的な策動を抑へつゝ、國家の爲にその職能を果すやう組織されてゐる。従つて生産者は政府の統制の下に國家の爲に多く生産し、消費者は生活を引き下げて國家の爲に消費を抑制し商業者は萬人の認むる正當な利益の下に國家社會の爲に有無相通

じ、これに反する者は斷乎たる嚴罰によつて國家社會の利益を保護する處に新しい經濟道德の樹立が存するわけである。冀くは全縣民一日も速かに新經濟道德を確立し、私利私慾に拘つて國家社會を顧みざる如き弊風を去つて東亞の指導國、吾世界の指導國日本の國民としての高度の道德樹立に邁進されんことを望む次第である。

### 残桑の早期處置と

### 夏蠶飼育の休止

(農務課)

本年の春蠶は豫期以上の好成绩を以て上簇を終つたが、今年は大候の好調に恵まれ桑樹の發育が豫想外に良好であつた爲大量の殘桑を生じ、縣下を通じて五六十萬貫を剩すに至つた模様である従つてこの殘桑を利用する目的を以て夏蠶の飼育をなさうとする向もあるやうであるが、縣ではこの處置法について各都市養蠶業組合長・各製糸工場長・蠶種業組合長等と協議の結果、本年は初秋蠶及び晩秋蠶の飼育に主力を注ぎ夏蠶は掃立を行はないこととし

00614

蠶種製造者をしてこの向の蠶種を配給せしめないことになつた。

周知の通り本年度からは蠶糸業統制法第三條の規定により蠶糸類は一切計畫生産となつてその生産を規制されてゐるのであるが夏蠶は元來飼育數量も少く繭にして僅々二萬貫程度のものであり、且つ作柄についても極めて不安定なものである上にその繭質も粗悪であつて、しかも夏蠶飼育の爲に桑樹の能力を損することには甚だ多いものであるから、四圍の事情から考へて本年の夏蠶飼育休止を決定した次第である。

よつて養蠶者は一日も速かに殘桑を伐採して、その桑葉は家畜飼料として直に使用するか又はエンシレーヂに依つて保存使用し、或は堆肥として利用の途を講ずる等適當の方策を講ずることとし、桑樹の伐採を遅らせて新芽の發生を妨げないやう措置されることを希望する次第である。

※ ※ ※

※ ※ ※

### 教職員に内原魂

### 拓殖訓練講習會

(社會課)

新興滿洲國への開拓民及び青少年義勇軍の送出は何と云つても教職員の理解ある協力が必要であつて、之がためには先づ教職員に對して内原魂を把握せしめることが先決問題である。

そこで拓務省では全國の國民學校中より二千餘名の教職員を選んで茨城縣内原訓練所に收容し、十七日から二十三日までの一週間に亘つて「教員拓殖訓練講習會」を開催することとなつた。

本縣からは佐伯縣視學を初め鳥取市三名、米子市五名、岩美郡四名、氣高郡七名、八頭郡六名、東伯郡十一名、西伯郡九名、日野郡五名、縣立青年學校教員養成所一名、計五十二名が講習會を受けることになつたが、之等二千餘名の教職員の得たる内原魂に依る積極的な協力に依つて今後の滿洲國への大飛躍が期待される譯である。

回 回 回

00615

◎行旅死亡人

- 一 取 扱 者 三重縣阿山郡中瀬村長
- 一 本籍地及住所 不詳
- 一 氏名年齢性別 氏名不詳年齢推定四十五六歳男
- 一 人 相 丈五尺瘦型面長、眼稍窪ミ上下齒共定存頭髮丸刈
- 一 特 徴 前頭部中央ニ約二握大ノ三日月型傷痕アリ
- 一 着 衣 高貴織焦茶色御召縦縞銘仙袴一枚黒色無地袖織給羽織一枚裏ハいろは文字模様ヲ白地ニ黒地ニテ染抜シタルモノ人絹單衣長襦袢鐵色人絹襟付一枚白地ノ山水ノ模様家ト山ヲ畫ク茶色メリヤスシャツ上同下毛糸腹巻茶色一枚朱子足袋十文一足薄茶色毛糸腰紐一本羽織紐(人絹濃鼠色)一本K十八金印入り金色様羽織銀一組鼠色絞人絹兵古帯一本、淡茶色巾折帽丸形様どうじま鼠色ノ台ニ茶色別珍鼻緒下駄一足
- 一 携 帶 品 黒レザーニツ折財布一個在中金八錢内譯五錢白銅一枚一錢銅貨三枚煙草(ハット)一個但シ三本在中マツチ一個ハンカチーフ一枚但シ隅ニ「青女ニ藤澤」ト黒書シアルモノ
- 一 備 考 右ハ昭和十五年十月二十七日午前七時頃中

昭和十六年六月十七日印刷  
昭和十六年六月十七日發行

瀬村大字西明寺字上青木地内福森兼松所有ノ田小屋ニ於テ縊死シ居ルヲ發見檢死ノ結果本籍住所判明セザルニ付同村大字西明寺區墓地ニ假埋葬ニ付ス  
心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

正 誤

昭和十六年六月十三日(金曜日)發行第千二百四十一號「鳥取縣告示第四百八十三號」中左ノ通訂正ス

- △ 一九頁(イ) 未經験勞務者欄二梓目二段 自、四〇ハ 自、四〇ノ誤リ
- △ 同 (ロ) 既經驗勞務者欄三段ノ 六〇同八〇同九〇同六〇同ハ、六〇「、八〇」、九〇「、六〇」ノ誤リ
- △ 二四頁 備考欄中十一行目「配合率異ナル場合ハ賃率美濃紙ニ同ジ」ハ十行目ノ誤リ

發行所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣高郡大正村大字古海  
印刷所 鳥取縣刑務支所